

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成22年10月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)大津市本堅田複合商業施設 大津市本堅田五丁目1893番1ほか
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めること。また、青少年の健全育成や防犯の観点に十分留意するとともに、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力を努めること。
 - (3) 交通対策、環境対策、防犯対策等について、堅田学区自治連合会長及び近隣自治会長に対し十分に説明すること。
 - (4) 開発事業事前審査において当課が付した要件の協議及び書類の提出をすること。
 - (5) 当該地(店舗)から排出されるごみについては
 - ア 事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託も含む)等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - イ ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - ウ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第31条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - エ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第15条の保管基準を遵守すること。(保管基準)
道路その他公共の用に供する場所において保管しないこと。
排出量、保管日数に対し十分な容量及び構造の保管場所に保管すること。
分別区分及び再利用を行うものごとに分けて保管すること。
飛散、流出、悪臭等により生活環境を害し、又は公衆に嫌悪の情をもたらさないこと。
犬、猫等による散乱、ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。
適切に清掃等を行うことにより、常に保管場所を清潔に保つこと。
 - (6) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (7) 本市では景観法に基づく景観計画を策定しており、それに基づいて景観形成誘導を行っている。一定規模以上の建築物の建築や開発行為等に対して届出が必要となるため、事前協議書を提出し、事前協議終了後、届出を行われない。また、一定規模以上の屋外広告物を提出するにあたってはあらかじめ許可を得る必要があるため、留意されたい。
 - (8) 都市計画法第29条に基づく許可を得ること。(計画は当該届出の内容と整合させること。)
 - (9) 大津市開発事業指導要綱を遵守すること。
 - (10) 出入口 については、隣接商業施設の出入口にもなっており、輻輳が予想されるので、その対策を検討されたい。
 - (11) ピーク時の混雑対応について協議のこと。
 - (12) 市道幹1015号線の国道停止線に関して、当該地へのバスの出入り及び通過交通の有無について協議のこと。
 - (13) 店舗の新設場所付近は、近隣の学校の通学経路にもあたりますので、繁忙時だけではなく児童生徒の登下校時にも交通誘導員を配置する等、十分な交通安全対策を図っていただきたい。
 - (14) 田商工会に対し十分に説明し、出された意見等について、誠意をもって対応すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3 - 1

(2) 縦覧期間 平成22年10月27日から平成22年11月29日まで